岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター共同利用規則

(平成28年5月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第8条の2第2項及び岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター規則第2条の2第2項の規定に基づき、岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター(以下「センター」という。)の共同利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「共同利用」とは、他の大学の教育課程上の実習等を行うために、 センターを利用することをいう。

(共同利用の範囲)

第3条 共同利用を行うことができる組織は、他の大学に在籍する学生又は大学院生(以下「学生等」という。)の所属する学部・研究科等とする。

(運営委員会)

- 第4条 共同利用に関する重要事項を審議するため、岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター共同利用運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公募)

- 第5条 委員会は適切な時期に次年度の共同利用について公募を行う。
- 2 共同利用を行おうとする組織は、前項に定める公募に応募し、委員会の承認を得なければならない。

(共同利用の実施)

- 第6条 共同利用を行う組織は、原則として共同利用に参加する学生等の引率、実習等における指導を行う。
- 2 センターは、共同利用を行う組織が実施する実習等に協力して、共同利用に参加する学生等に対する教育を行う。

(損害賠償)

- 第7条 共同利用を行う組織は、その責に帰すべき事由により、センターの設備、備品等を損 傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 センターは、その責に帰さない事由により、共同利用に参加した学生等に事故が発生したときは、その損害の賠償の責を負わない。

(庶務)

第8条 共同利用に関する庶務は、事務部において処理する。

(Δ供目()

第9条 この規則に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年5月26日から施行する。